

新潟県選挙管理委員会規程第13号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
小千谷市	(略)	(略)	小千谷市	(略)	(略)
	(略)	(略)		<u>老人保健施設 水仙の家</u>	<u>小千谷市元町10-1</u>
(略)			(略)	(略)	(略)
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
小千谷市	(略)	(略)	小千谷市	(略)	(略)
	ケアハウス小千谷 さくら サービス付き高齢 者向け住宅 <u>ヴィ ラわか葉</u>	小千谷市小栗田 2732-13 <u>小千谷市若葉1 丁目14</u>		ケアハウス小千谷 さくら	小千谷市小栗田 2732-13
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。